第８回たつの市農業委員会総会（７月定例会）議事録

令和３年７月27日（火）午前10時から第８回たつの市農業委員会総会（7月定例会）を新館302会議室において招集した。

出席委員　19名　欠席委員　0名

1	上田　常雄	2	八木　正邦	3	永富　元	4	右田　太郎
5	岩田きん子	6	三村　誠	7	丸山　忠昭	8	大西　正清
9	小河　純一	10	水田　達實	11	山本　哲也	12	真殿　利晴
13	宮本　峰男	14	保田　義一	15	緒方　光男	16	猪澤　敏一
17	長谷川澄男	18	髙見　昭義	19	大橋　正典		

事務局の出席者　3名

局 長	大野　泰弘	主　幹	真殿　秀幸	副主幹	武田　かおり

１　開　　会

○会長

あいさつ（内容省略）

２　開会宣告

○議長（会長）

只今から第８回たつの市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

○事務局

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は19名全員で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

この際ご報告いたします。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

・農地法第4条の規定による使用目的変更の届出について

・農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の

届出について
・農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・贈与の届出について
・農地法第 18 条の規定による合意解約の通知について
を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の上、ご了承願います。

3　会議宣告

○議長（会長）

これより会議に入ります。

日程第 1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定に基づき、15 番：緒方光男委員、17 番：長谷川澄男委員にお願いします。

（「はい」）との声）

次に、日程第 2「議案第 45 号　非農地証明願の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局

「議案第 45 号　非農地証明願の承認について」

農地法第 2 条に規定する農地ではない旨の証明願が 5 件出ていますのでご説明いたします。

1 件目の願い出地は、揖保町[redacted]の登記地目・田で現況は宅地、面積は 42 ㎡です。願い出人は、[redacted]、昭和の時代から建物があり倉庫として利用していましたが、この度、自宅の改築を計画して所有地の整理をしていたところ地目が田であることが分かったので、現況に合わせようと願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 11 年撮影の空中写真により農地として利用されていないことを確認し、担当委員及び事務局職員の現地調査で現在も宅地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

2 件目の願い出地は、揖保町[redacted]の登記地目・田で現況は原野、面積は 209 ㎡です。願い出人は、[redacted]他 1 名、昭和の時代から耕作放棄して原野化していたが、この度土地の処分を検討していたところ地目が田であることが分かったの

で、現況に合わせようと願い出がありました。
20 年以上農地でないことは、平成 3 年撮影の空中写真により原野化していることを確認し、担当委員及び事務局職員の現地調査で現在も原野であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。
3 件目の願い出地は、神岡町[redacted]の登記地目・畑で現況は宅地、面積は 413 ㎡です。願い出人は、[redacted]、昭和の時代から建物があり地域の集会場などとして利用していましたが、この度、所有地の整理をしていたところ地目が畑であることが分かったので、現況に合わせようと願い出がありました。
20 年以上農地でないことは、平成 3 年撮影の空中写真により建物があることを確認し、担当委員及び事務局職員の現地調査で現在も宅地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。
4 件目の願い出地は、新宮町[redacted]の登記地目・田で現況は宅地、面積は 117 ㎡です。願い出人は、[redacted]、昭和 60 年頃に農業用倉庫を建築して以来宅地として利用していましたが、この度、老朽化により建て替えを計画したところ地目が田であることが分かったので、現況に合わせようと願い出がありました。
20 年以上農地でないことは、平成 3 年撮影の空中写真により建物があること確認し、担当委員及び事務局職員の現地調査で現在も宅地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。
5 件目の願い出地は、御津町[redacted]の登記地目・田で現況は宅地、面積は 111 ㎡です。願い出人は、[redacted]、昭和４４年ごろに車庫を建築して以来、宅地として利用していましたが、この度、所有地の整理をしていたところ地目が田であることが分かったので､現況に合わせようと願い出がありました。
20 年以上農地でないことは、平成 11 年撮影の空中写真により建物が建っていることを確認し、担当委員及び事務局職員の現地調査で現在も宅地であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。
よって、いづれも周辺農地に影響もなく、非農地と認定できるものと考えます。
事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 45 号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 3「議案第 46 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局

「議案第 46 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3 条売買の案件が 4 件出ていますので、ご説明いたします。

1 件目の案件は、先月龍野地区委員会にて内容の確認が不十分で保留となっていた案件で、申請地は、神岡町[redacted]外 1 筆の田で面積は合計で 3,642 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、譲渡渡し人は夫が亡くなり農地の管理が出来なくなり引き取り手を探していたところ、地元で農業を始めたいという方が現れて売買するものです。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は身内で農業を行っていた方から農機具を借りて、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、許可後の耕作面積が 3,642 ㎡ですので条件を満たします。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作するとのことですので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと思われます。

2 件目の申請地は、揖保町[redacted]外 5 筆の田及び畑で面積は合計で 5,422 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、譲渡し人は夫が亡くなり農地の管理が出来ないために地元へ相談してこの度の売買となりました。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は地元営農組織の役員の方で、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、許可後の耕作面積が 5,582 ㎡ですので条件を満たします。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作するとのことですので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと思われます。

3 件目の申請地は、揖西町[redacted]外 4 筆の田で面積は合計で 8,141 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、譲渡し人は遠方で農地の管理が出来ず以前から地元の人へ依頼して耕作してもらっていたが、この度別で農地を希望された譲受人へ売買するもの。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は身内で農業を行っていた方から農機具を借りて、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、許可後の耕作面積が 9,448 ㎡ですので条件を満たします。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作するとのことですので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと思われます。

4 件目の申請地は、新宮町[redacted]の田で面積は 955 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡し人は[redacted]、現在当該農地を耕作している譲受人が譲り受けるものです。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は現在も当該農地を耕作しており、耕作に必要な農機具も揃っていますので、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、取得後の耕作面積が 3,238 ㎡ですので条件を満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、譲受人は現在も当該農地を耕作していますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）
　議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。
（「なし」の声あり）
　ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
　ご異議なしと認め、「議案第 46 号」は原案のとおり承認されました。
　次に、日程第 4「議案第 47 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」を議題といたします。
　事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局
「議案第 47 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」
　3 条贈与の案件が 1 件出ていますので、ご説明いたします。
　申請地は、神岡町[redacted]の田で面積は 318 ㎡、譲受人は、[redacted]、譲渡し人は[redacted]、譲渡し人は農業を行う意思がなく放棄されていましたがこの度地元農家へ贈与して管理するものです。
　譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は地元の農家であり、農機具も所有していますので、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。
　次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面積が 4,495 ㎡ですので条件を満たします。
　最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、現在も地域の慣例に従い耕作しているので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと思われます。
　よって、農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。
　事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）
　議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 47 号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 5「議案第 48 号　農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局

「議案第 48 号　農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」

5 条所有権移転・売買の案件が 2 件出ていますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は、揖西町[redacted]他 2 筆の田及び畑で、面積は合計で 501 ㎡、上下水道管が埋設された道路の沿線であってかつ近距離に 2 つ以上の教育・医療施設が存在する 3 種農地と判断します。

この場合の教育・医療施設は板垣救急クリニックとこども園あそびの丘です。

申請人は、譲受人が[redacted]、譲渡人は、[redacted]　転用目的は、露天駐車場及び露天資材置場です。

工事計画は、許可後 15 日で整地し駐車場及び資材置き場を設置します。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定はなく、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、敷地に接している耕作地はなく、周辺営農に支障はないものと考えます。

2 件目の申請地は新宮町[redacted]他 2 筆の田で、面積は合計で 1607 ㎡、住宅等が連坦する区域に近接かつ農地の集団規模が 10ha 未満の 2 種農地と判断します。

申請人は、譲受人が新宮町[redacted]、譲渡人は、2名で[redacted]、[redacted]　転用目的は、貸露天資材置場です。

工事計画は、許可後60日で整地し資材置き場を設置します。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定はなく、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、周囲に耕作地はなく、周辺営農に支障はないものと考えます

よって、農地法第5条第2項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第48号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

4　閉会宣告

○議長（会長）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告　午前10時30分

たつの市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和3年7月27日

たつの市農業委員会議長
（　会　長　）

議事録署名委員
（15番緒方光男委員）

議事録署名委員
（17番長谷川澄男委員）